



栃木県公報

令和8(2026)年
3月6日(金)
第685号

目次

告示

○予定保安林	141
○道路の区域の変更	141
○道路の供用開始	142

公告

○大規模小売店舗の変更の届出	142
○土地改良区役員の退就任	143
○県営土地改良事業の工事完了	143
○都市計画変更図書の写しの縦覧	143
○都市計画事業の施行	144

告示

栃木県告示第127号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8(2026)年3月6日

栃木県知事 福田 富一

- 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市上南摩町字梶又2601-1、2602-1、2607-24、2607-25、2608-1、2618-1、2619-1、2620-1、2621-1、字梶亦2607-1から2607-11まで、2607-22
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。
(森林整備課)

栃木県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和8(2026)年3月6日から同年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和8(2026)年3月6日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 矢又大内線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
232	前	那須郡那珂川町矢又3796から 那須郡那珂川町大那地992-1まで	3.7～24.2	840.0	
	後	那須郡那珂川町矢又3796から 那須郡那珂川町大那地992-1まで	13.1～38.7	840.0	

栃木県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土整備部道路保全課において、令和8（2026）年3月6日から同年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和8（2026）年3月6日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
152	主要地方道 川俣温泉川治線	日光市日向字ネイタナ1488-2から 日光市日向字野尻502まで	令和8（2026）年 3月6日

（道路保全課）

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和8（2026）年7月6日までに知事に意見書を提出することができる。

令和8（2026）年3月6日

栃木県知事 福田 富一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
コストコホールセール壬生倉庫店
下都賀郡壬生町大字安塚3360
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
コストコホールセールジャパン株式会社
千葉県木更津市瓜倉361番地（金田西2街区2画地）
- 変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テリオ 千葉県木更津市瓜倉361番地 （金田西2街区2画地）	コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケリー・ライアン・ハント 千葉県木更津市瓜倉361番地	令和7（2025）年 12月1日

		(金田西2街区2画地)	
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テリオ 千葉県木更津市瓜倉361番地 (金田西2街区2画地)	コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケリー・ライアン・ハント 千葉県木更津市瓜倉361番地 (金田西2街区2画地)	令和7(2025)年 12月1日

4 届出年月日

令和8(2026)年2月27日

5 縦覧場所

県ホームページ

(経営支援課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8(2026)年3月6日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
芳賀台地 土地改良区	理 事	入野 正明		芳賀郡市貝町大字赤羽2708	令和7 (2025). 11.22	
	〃		軽部 修	〃 〃 大字文谷575		令和7 (2025). 12.17
湯津上 土地改良区	理 事	深澤 仁		大田原市蛭田379	令和7 (2025). 12.26	

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

令和8(2026)年3月6日

栃木県知事 福田 富一

事 業 名	完 了 年 月 日
県営中山間高原(小山帰)地区土地改良(区画整理)事業	令和8(2026)年2月20日

(農地整備課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

大田原市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和8(2026)年2月10日に変更した、大田原都市計画道路の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和8(2026)年3月6日

栃木県知事 福田 富一
(都市政策課)

○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和8（2026）年3月6日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 都市計画事業の種類及び名称
宇都宮都市計画道路事業3・3・102号宇都宮水戸線及び3・4・104号宮の橋不動前線
- 2 施行者の名称
栃木県
- 3 事務所の所在地
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

II

- 1 都市計画事業の種類及び名称
日光都市計画道路事業3・4・20号平町東町線、3・4・25号下今市駅前線及び3・5・7号今市宇都宮線
- 2 施行者の名称
栃木県
- 3 事務所の所在地
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

III

- 1 都市計画事業の種類及び名称
那珂川都市計画道路事業3・4・2号氏家大子線
- 2 施行者の名称
栃木県
- 3 事務所の所在地
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

IV

- 1 都市計画事業の種類及び名称

足利佐野都市計画道路事業3・5・101号毛野西新井線

2 施行者の名称

栃木県

3 事務所の所在地

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

(都市整備課)